

長野県福祉サービス

第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

【保育所】

内容評価項目

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

評価の着眼点

室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。

保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。

家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。

内装等には、木材を利用している。

一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。

食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。

手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、清潔で安全な環境を基本として、生活の場として子どもたちが安心して、くつろぎ、心地よく過ごすことのできる環境を構成する取組・工夫について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育所における保育の基本は、環境を通して、養護と教育が一体的に展開されることであり、計画的に保育環境を構成していくことが重要です。

○保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、自然や社会事象などもあり、それらが総合的に構成されるものです。

○本評価基準では、生活にふさわしい場として、子どもが安心してくつろぎ、心地よく過ごすことができるよう、保育所内外の設備・用具等が創意工夫をもって整備されているかとの観点で評価します。

○保育所は、子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場であることが求められており、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものになるように、環境を構成し、工夫して保育を行うことが大切です。

○室温、湿度の調整、換気、部屋の明るさ、音や声の大きさなどに配慮し、心身の健康と情緒の安定が図れるよう保育環境を整えます。また、乳幼児は、心身が未熟で抵抗力が弱いいため、常に清潔な環境が保つことも必要です。

○家具や遊具の素材・配置等により、子どもたちが安心してくつろげる環境を構成し、環境を生かし工夫して保育を行います。

○内装等はすべて木材によるものとするということではありませんが、特有の温かみがある木材をできる限り内装に取り入れることで子どもの育成環境の向上を図る配慮をしているかを評価します。

○食事、睡眠、排泄等の空間が、子どもの発達過程を踏まえ、心地よいものとなるよう整備されていることも必要です。

(3) 評価の留意点

○保育所がどのような環境づくりを目指して整備を図っているのかを捉えたうえで、具体的な取組を確認します。

○子どもが、清潔かつ安全で、安心感をもって生活できるよう、環境を整える取組や工夫、環境を通じた保育実践について確認します。

○建物・設備、備品の整備状況といった観点とともに、子どもが心地よく安心して過ごすことのできる環境を、保育所の工夫・取組によりどのように構成しているかについて評価します。